# リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池/UN3090 の改訂点(概要)

		包装	基準 968	
輸送物カテゴリー		危	· 険品	適用除外品
<b>制</b> 达初入	77 3 9 -	セクションIA	セクション I B	セクションⅡ
セル及び	国連試験	国連マニュアルパートⅢ38.3の討	、験に合格していること	
組電池	種別	<ol> <li>リチウム含有量 1g を超えるセル</li> <li>リチウム含有量 2g を超える組電池</li> <li>セクションIBの制限値を超えるもの</li> </ol>	1)リチウム含有量 1g 以下のセル 2)リチウム含有量 2g 以下の組電池	1)リチウム含有量 0.3g 以下のセル 及び組電池 2)リチウム含有量 1g 以下のセル 3)リチウム含有量 2g 以下の組電池
梱包要件	個数制限	なし		上記 1),2),3)それぞれについて
(1 梱包毎)				<ol> <li>なし</li> <li>セル8個まで</li> <li>組電池2個まで</li> <li>上記1),2),3)を同一梱包に混ぜてはいけない。</li> </ol>
	電池の 重量制限	旅客機: 2.5kg 以下 貨物機: 35kg 以下	総重量(グロス)2.5kgG 以下	上記 1),2),3)それぞれについて 1) 2.5kg 以下 2) なし 3) なし
	容器の	包装等級Ⅱの性能を備える国連	外装容器が 1.2m の落下試験に合格	していること。
		以上の組電池で、耐衝撃性の強 固な外装容器に収納し、発地国 当局の承認のもと、輸送が認め られる。この場合、当局の承認 書が添付されていなければなら ない。		
	ラベル	クラス 9 危険性ラベル	クラス 9 危険性ラベル + リチウム電池取扱ラベル	リチウム電池取扱ラベル
李松声伊	<del>在除物由生</del> 妻	"Cargo Aircraft Only" ラベル 💥		
書類要件	危険物申告書 運送状 (AWB)	必要  "Dangerous Goods as per attached Shipper's Declaration" 及び "Cargo Aircraft Only" ※	不要     ・荷送人及び荷受人の住所と氏名     ・UN3090     ・Lithium metal batteries PI968     I B     ・梱包数と各梱包の総重量(グロス)	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI968"
	追加書類	なし	・梱包されているリチウム金属セルまたは電池の名称 ・梱包を損傷すると可燃性の危険があるので取扱に十分注意すること ・検査や最梱包を含めた梱包を損傷した時の特別な対応手順 ・必要な追加情報を入手することができる連絡先の電話番号	
ハンドリング	危険物教育訓	荷主を含めて受講が必要	•	輸送関係者は各々の職務に応じた
他	練の受講			指導を受けていること
	ULD 単位での 引渡し	できない		できる
	危険物規則の 他の要件	適用する。		適用しない。(PI968の要件、及び 該当する特別規程は適用される。)
☆運航者責任	受託確認 ☆	必要 (危険物チエックリストを使用する。)	必要 (簡易な I B 専用のチエックリストを使用できる。)	不要
	NOTOC ☆	必要		不要

### ※ 旅客機輸送の要件を満たしていない場合

## 機器同梱リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池/UN3091の改訂点(概要)

セクションI

#### Table 969- I

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
UN3091, Lithium metal batteries packed with equipment	5kg	35kg

セクションⅡ

1梱包毎の電池の重量制限が追加され、AWB記載要件が以下のとおり変更となります。

#### Table 969- II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium metal cells or	5kg	5kg
batteries per package		

AWB "Nature and Quantity of Goods" 欄への記載事項:

"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969"

機器組込リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池/UN3091 の改訂点(概要)

セクション I

#### Table 970- I

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
UN3091, Lithium metal batteries contained in equipment	5kg	35kg

セクションⅡ

1 梱包毎の電池の重量制限が追加され、AWB 記載要件が以下のとおり変更となります。

#### Table 970- II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium metal cells or	5kg	5kg
batteries per package		

AWB "Nature and Quantity of Goods" 欄への記載事項:

"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"

## ◇ その他

PI968、PI969、PI970全ての一般要件に、セル及び組電池が品質管理プログラムの元で、製造されていなければならないこと、並びに、国連試験マニュアル第5版の基準で2014年1月1日以前に製造された製品も引き続き輸送できることが明記されます。

注意: ANA は以上の内容について、何ら責任を負う立場にはないことを御了承ください。 詳しくは IATA 危険物規則書第 54 版にて御確認ください。